

(写)

22 環推第 56 号
平成 23 年 1 月 21 日名古屋市環境審議会
会長 松田 仁樹 様

名古屋市長 河村 たかし

土壌及び地下水の汚染に関する規制、地球温暖化対策計画書制度
及び環境影響評価制度のあり方について（諮問）

見出しのことについて、名古屋市環境審議会に意見を求めます。

1 土壌及び地下水の汚染に関する規制のあり方について

本市では、平成 15 年 10 月に市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成 15 年名古屋市条例第 15 号）を施行し、同年 2 月に施行された土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）とともに土壌及び地下水汚染対策を推進してまいりました。

現在では、法や条例に基づかない自主的な調査により汚染が数多く判明しており、また、平成 22 年 4 月の法の改正施行により、法と条例が求めている対応に差が生じているなど、新たな課題が顕在化してまいりました。

そこで、名古屋市環境基本条例（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）第 26 条の規定により、土壌及び地下水の汚染に関する規制のあり方について、貴審議会の意見を求めます。

2 地球温暖化対策計画書制度のあり方について

本市では、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成 15 年名古屋市条例第 15 号）に基づき、平成 16 年 4 月に地球温暖化対策計画書制度を施行し、一定規模以上の事業所を対象に、事業活動における自主的な地球温暖化対策の促進に努めてまいりました。

制度施行から 6 年が経過し、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）の改正と低炭素都市 2050 なごや戦略の策定に伴い、制度の実効性を高めるための見直しが求められています。

そこで、名古屋市環境基本条例（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）第 26 条

の規定により、今後の地球温暖化対策計画書制度のあり方について、貴審議会の意見を求めます。

3 環境影響評価制度のあり方について

本市では、平成 11 年 6 月に名古屋市環境影響評価条例（平成 10 年名古屋市条例第 40 号）を施行し、事業の実施に伴う環境影響についてあらかじめ調査、予測等を行う制度の運用を通じ、事業者の適正な環境配慮の確保に努めてまいりました。

現在、国においては環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）の改正が予定されていること等この間の動向を踏まえるとともに、低炭素都市づくり、生物多様性の保全、水の環復活など幅広い環境問題に対応するため、現行制度を点検・評価し、見直しを行う必要が生じてまいりました。

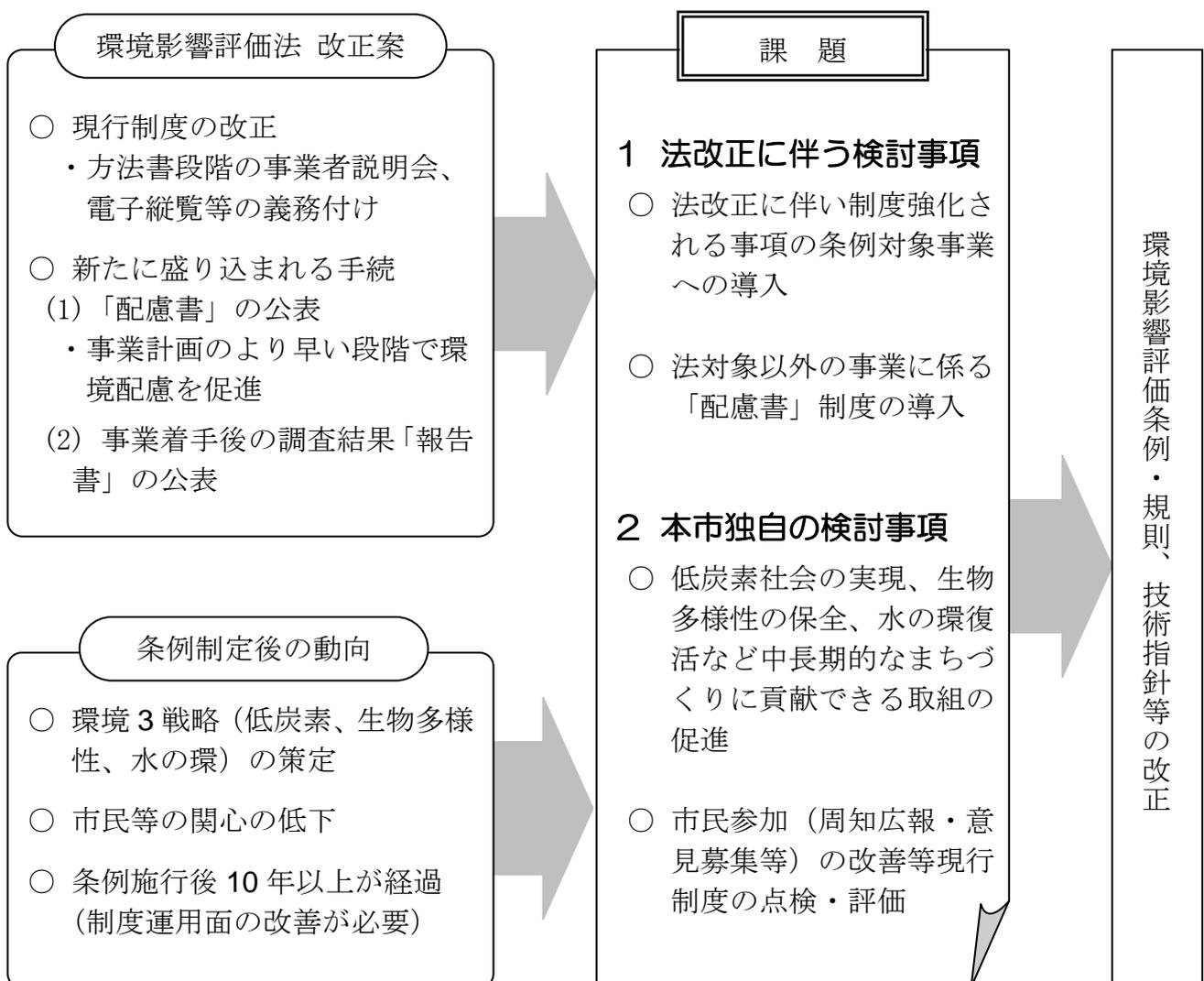
そこで、名古屋市環境基本条例（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）第 26 条の規定により、今後の環境影響評価制度のあり方について、貴審議会の意見を求めます。

環境影響評価制度のあり方について

1 これまでの経緯

	市	国
昭和 51 年	公害対策審議会 諮問（昭和 53 年答申）	
昭和 54 年	環境影響評価指導要綱	
昭和 59 年		閣議決定（環境影響評価の実施について）
平成 9 年	環境審議会 諮問（平成 10 年答申）	
平成 11 年	環境影響評価条例 施行	環境影響評価法 施行
平成 22 年		環境影響評価法 改正法案（国会で継続審議中）

2 現状と課題



3 今後のスケジュール（予定）

